

## 国際関連情報 IFRS 財団及び IASB 情報

## IASB 公開草案(ED/2020/1)「金利指標改革—フェーズ 2(IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号、IFRS 第 7 号、IFRS 第 4 号及び IFRS 第 16 号の修正案)」の解説

ASBJ 専門研究員 えんどう かずと  
遠藤 和人

## はじめに

国際会計基準審議会 (IASB) は、2020 年 4 月 9 日に、公開草案 (ED/2020/1) 「金利指標改革—フェーズ 2 (IFRS 第 9 号、IAS 第 39 号、IFRS 第 7 号、IFRS 第 4 号及び IFRS 第 16 号の修正案)」(以下「本公開草案」という。)を公表した。コメント期限は 2020 年 5 月 25 日であった。本稿では、本公開草案が公表された背景及びその概要について解説する。なお、本文の意見にわたる部分は、筆者の私見であることを申し添えておく。

## 本公開草案の背景

IBOR<sup>1</sup> などの銀行間取引金利指標は、国際金融市場において重要な役割を果たしており、これらの金利指標は膨大な金額で取引される多

様な金融商品の指標となっている。しかし、いくつかの金利指標については一部の金融機関による市場操作が行われ、これによって金利指標に対する信頼性と頑健性が損なわれた。このことを背景に、G20 からの依頼を受けた金融安定理事会 (FSB) は、いくつかの主要な金利指標を改革する提言を示した報告書を公表した<sup>2</sup>。それ以来、多くの法域では、当局がその提言を導入するための改革に取り組んでおり、一部の法域では、既存の金利指標を、ほぼリスク・フリーの代替的な指標金利に置き換える方向で検討が進められている。本公開草案では、金利指標改革とは、IBOR などの既存の金利指標を FSB の提言に基づいた代替金利に市場全体で置き換えること (改革) を指している。

IASB は、一部の金利指標の長期的な存続可能性に関する不確実性の水準が高まっていることに留意し、2018 年に、金利指標改革が財務報告に与える影響を検討するプロジェクトをアジェンダに追加することを決定した。IASB は

1 LIBOR、EURIBOR、TIBOR などのインターバンク市場における調達金利の総称として用いられている。

2 報告書「主要な金利指標の改革」は 2014 年 7 月に公表された。この報告書は下記より入手できる。  
[http://www.fsb.org/wp-content/uploads/r\\_140722.pdf](http://www.fsb.org/wp-content/uploads/r_140722.pdf)

利害関係者へのアウトリーチに基づき、財務報告に影響を与える可能性のある論点を以下の2つのグループに分類した。

- (1) 金利指標の改革（金利指標の代替的な指標金利への置換えを含む。）前の期間における財務報告に影響を与える論点（置換え前の論点）
- (2) 金利指標の改革（金利指標の代替的な指標金利への置換えを含む。）中の財務報告に影響を与える論点（置換えの論点）

IASBは、2019年9月に、上記(1)の置換え前の論点に対応するために、「金利指標改革（IFRS第9号、IAS第39号及びIFRS第7号の修正）」を公表しており（フェーズ1）、本公開草案では、上記(2)の置換えの論点を取り扱っている（フェーズ2）。フェーズ2の目的は、企業が財務諸表利用者には有用な情報を提供することを支援し、代替的な指標金利への移行の結果として、契約上のキャッシュ・フロー又はヘッジ関係に変更が加えられる場合に、財務諸表作成者がIFRS基準を適用するのを支援することであるとされている。

## 本公開草案の概要

本公開草案では、IFRS第9号「金融商品」（以下「IFRS第9号」という。）、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」（以下「IAS第39号」という。）、IFRS第7号「金融商品：開示」（以下「IFRS第7号」という。）、IFRS第4号「保険契約」（以下「IFRS第4号」という。）及びIFRS第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）の以下に関する特定の要求事項の修正を提案している。

- (1) 金融資産及び金融負債（リース負債を含む。）の条件変更
- (2) ヘッジ会計
- (3) 開示

以下では、主にIFRS第9号の修正案を中心にその内容を解説する。

### IFRS第9号の修正案

#### （金融資産及び金融負債の条件変更）

本公開草案は、企業が、金利指標改革によって要求される金融資産又は金融負債の条件変更を会計処理するために、IFRS第9号B5.4.5項<sup>3</sup>を適用することを提案している。その結果、企業は条件変更の結果、金融資産又は金融負債の認識の中止を行わず、帳簿価額の修正に伴う利得又は損失の認識も生じさせないということになるとされている。

ここで、金利指標改革によって要求される条件変更とは、以下の両方の条件を満たしている場合であることが提案されている。

- (1) 条件変更が金利指標改革の直接の結果として要求されている。
- (2) 契約上のキャッシュ・フローの決定の新しい基礎が、従前の基礎（すなわち、条件変更の直前の基礎）と経済的に同等である。

また、このような条件を満たす金利指標改革によって要求される条件変更の例として、以下が含まれることが提案されている。

- (1) 金融資産又は金融負債の契約上のキャッシュ・フローを決定するために使用される既存の金利指標の代替的な指標金利への置換え（例えば、LIBORの代替的な指標金利への置換え）若しくは、金利指標の計算に使用される方法の変更による金利指標の改革の実施
- (2) 既存の金利指標と代替的な指標金利との間

3 変動金利の金融資産と変動金利の金融負債については、条件変更時において実効金利を変更するとの規定である。

のベースス差異を補填するための固定スプレッドの追加

- (3) 金利指標の改革を実施するために必要な、金利改定期間、金利改定日又は利払日の間の日数の変更
- (4) 上記の(1)から(3)に示した変更のいずれかを実行できるようにする金融資産又は金融負債の契約条件へのフォールバック条項の追加

### (ヘッジ会計)

#### (1) ヘッジ文書の修正

本公開草案は、金利指標改革から生じる不確実性が、ヘッジされるリスク及び(又は)ヘッジ対象若しくはヘッジ手段の金利指標に基づくキャッシュ・フローの時期及び金額に関して、もはや存在しなくなる時点で、企業は、以前に文書化していたヘッジ関係の正式な指定を修正しなければならないことを提案している。この場合、ヘッジ会計の中止にも新たなヘッジ関係の指定にも該当しないとされている。

#### (2) 項目グループのヘッジ

本公開草案は、ヘッジ対象に指定した項目グループについて上述(1)を適用する場合には、企業は、当該ヘッジ対象をヘッジされる指標金利に基づいてサブグループに配分して指定しなければならないことを提案している。この場合、サブグループにおける個々の項目の公正価値の変動が、項目グループ全体の公正価値の変動と概ね比例的であると見込まれるかどうかは、サブグループごとに評価しなければならないとされている。

#### (3) リスク要素の指定

本公開草案は、契約以外で定められたリスク要素として指定された代替的な指標金利のうち、指定される日において独立して識別可能ではないものは、当該代替的な指標金利がリスク要素として指定される日から24か月の期間内に独立して識別可能になると企業が合理的に予

想している場合にのみ、その要求を満たしたものとみなさなければならないことを提案している。

その後、当該24か月の期間内に、独立して識別可能とはならないと企業が合理的に予想する場合には、その見直しの日から将来に向かってヘッジ会計を中止しなければならないことが提案されている。

### (発効日及び経過措置)

#### (1) 発効日

本公開草案が最終化された後、これらの修正を2021年1月1日以後開始する事業年度から適用することが提案されている。また、早期適用は認められ、その場合にはその旨を開示しなければならないとされている。

#### (2) 経過措置

本公開草案は、企業は本基準(案)を遡及適用しなければならないことを提案している。また、遡及適用にあたっては、金利指標改革によって要求された変更のみを理由としてヘッジ関係を中止していた場合、すなわち、本基準(案)がその時点で適用されていたならば、ヘッジ関係を中止することを要求されていなかったであろう場合にのみ、ヘッジ関係を復活させなければならないとされている。

また、本公開草案は、企業は、これらの修正を反映させるために、過去の期間を修正再表示することを要求されず、事後的判断(hindsight)を使用せずに可能である場合、かつ、その場合にのみ、過去の期間を修正再表示することができることを提案している。企業は、修正再表示しない場合には、従前の帳簿価額との差額を、利益剰余金期首残高等に認識しなければならないとされている。

### IAS 第39号の修正案

IAS 第39号の修正案では、上述したIFRS

第9号の修正案のヘッジ関係に関する部分とは同様の内容が提案されている。

#### IFRS 第7号の修正案

本公開草案は、IFRS 第7号を修正して、金利指標改革に関連した追加的な開示に関する要求事項を提案している。具体的には、以下の開示目的及び開示項目が提案されている。

##### 開示目的

- (1) 企業が晒されている金利指標改革から生じるリスクの性質及び程度、並びに企業が当該リスクをどのように管理しているか
- (2) 金利指標から代替的な指標金利への移行の完了における企業の進捗度、及び企業が当該移行をどのように管理しているか

##### 開示項目

- (1) 企業が代替的な指標金利への移行をどのように管理しているか、報告日現在の進捗状況及び移行から生じるリスク
- (2) 重要な金利指標ごとに分解して、金利指標改革の対象となる金利指標を引き続き参照している非デリバティブ金融資産の帳簿価額、非デリバティブ金融負債の帳簿価額及びデリバティブの名目金額を、それぞれを区分して示す

(3) 企業が晒されている重要な金利指標のそれぞれについて、企業がベース金利及び当該金利に対する関連性のある調整をどのように決定したのか

(4) 金利指標改革により企業のリスク管理戦略の変更が生じた範囲で、当該変更の記述及び企業がこれらのリスクをどのように管理しているか

#### IFRS 第4号の修正案

本公開草案は、IFRS 第9号の一時的免除を適用する保険者は、本公開草案におけるIFRS 第9号の修正案の「金融資産及び金融負債の条件変更」に関する要求事項を適用しなければならないことを提案している。

#### IFRS 第16号の修正案

本公開草案は、リースの借手は、金利指標改革によって要求されるリースの条件変更を会計処理するために、IFRS 第16号第42項を適用しなければならないことを提案している。すなわち、金利指標改革によって要求される変動リース料の決定の基礎の変更を反映する割引率を使用して、リース負債の再測定を行うことを要求する提案となっている。